

松江市産後ケア事業 業務委託募集要項

令和 8 年 1 月

松江市こども子育て部こども家庭支援課

1. 業務内容等

(1) 業務名称

- ① 松江市産後ケア事業（通所型(個別・集団型)以下、「通所型」という。）委託業務
- ② 松江市産後ケア事業（宿泊型）委託業務
- ③ 松江市産後ケア事業（温泉型）委託業務

(2) 事業の目的と概要

退院直後の母子に対し、心身のケア、育児のサポート、保健指導等を行うことにより、安心して子どもを産み育てる支援体制の確保を目的に産後ケア事業を実施する。

このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、産後ケアを提供できる事業者を募集する。

(3) 業務の内容

別紙「松江市産後ケア事業（通所型・宿泊型・温泉型）業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

(4) 実施要件

ア 施設の要件

- ① 通所型（個別）及び宿泊型は、市長が適当と認める医療機関又は助産所等であること。
- ② 集団型は、市長が適当と認める事業所等であること。
- ③ 温泉型は、市長が適当と認める旅館又はホテルであること。
- ④ 当事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、仕様書に定める内容について実施できること。
- ⑤ 宿泊型を提供するためには、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室）を有すること。また、通所型を提供するためには居室が確保されていること。
- ⑥ 通所型（個別）又は宿泊型を提供する施設については、次の施設・設備を備えること。
 - (ア)受入人数分の入所室及び居室が確保されていること。
 - (イ)カウンセリングを行う部屋があること。
 - (ウ)授乳可能な場所があること。
 - (エ)乳児の体重測定ができる設備があること。
 - (オ)入浴施設（宿泊型を実施する場合に限る）及び沐浴指導ができる設備があること。
 - (カ)避難経路が確保されていること。
 - (キ)サービスを安全・快適に提供できる冷蔵庫、空調設備、非常口、火災報知設備、防災物品等を備えることが望ましい。

イ 従事者の要件

助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置できること（温泉型は除く）。

ウ その他

- ① 事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。又は、契約後、加

入すること。

- ② 緊急時の対応等を含め、適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること。
- ③ 「松江市産後ケア事業実施要綱」、本事業にかかる契約書（仕様書含む）、関係法令等を順守すること。
- ④ 本市との適切な連絡体制を確保すること。

（5）委託期間

契約締結翌日から令和9年3月31日まで

契約は単年度契約とし、予算の成立をもって発効する。

2. 応募資格

1. の「(4) 実施要件」及び次に定める内容を全て満たす者で、通所型、宿泊型、温泉型のいずれかを実施できる者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。
- (3) 松江市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。
- (4) 松江市税、消費税及び地方消費税について滞納がないものであること。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

3. 委託料

委託料の単価は、以下のとおり（消費税非課税）とする。ただし、多胎児について、1日当たりの委託料に、2人目以降の1人につき金3,000円（消費税非課税）を加算するものとする（温泉型は除く）。その他の加算についても以下のとおりとする。なお、利用内容及び当該区分に応じて、利用者から自己負担額を徴収すること。

（1）通所型

	委託料	自己負担額		
		市町村民税 課税世帯 ^{*1}	市町村民税 非課税世帯 ^{*1}	生活保護 世帯 ^{*2}
1日あたり利用時間	単価			
(個別)3時間	7,500円	1,000円	500円	無料
(個別)7時間	15,000円	2,000円	1,000円	
(集団)3時間	7,000円	1,000円	無料	

(2) 宿泊型

1泊につき	単価	自己負担額		
		市町村民税 課税世帯 ^{※1}	市町村民税 非課税世帯 ^{※1}	生活保護世帯 ^{※2}
	40,000円	4,500円	2,250円	無料

※1 利用者が事業を利用する年度（当該年度の市町村民税が確定していない場合は、前年度）における市町村民税

※2 利用日において生活保護世帯に属する場合

(3) 温泉型

1件あたり	単価	自己負担
		11,000円
		5,000円

(4) その他の加算

加算名	金額
支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算	1人あたり日額7,000円
生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算	1施設あたり月額174,200円
宿泊型について、夜間に職員配置2名以上にしている施設への加算	1施設あたり月額244,600円

4. 契約までの流れ

本市が応募書類の内容や実地調査等により確認を行い、本業務の遂行に問題ない事業者であると判断した場合、その全ての事業者と本市で委託契約を締結する。

5. 応募書類、提出方法等

(1) 応募方法

応募申込書（様式1）及び応募書類一式（様式2～4等）を令和8年2月16日（月）午後5時（必着）までに提出してください。

(2) 提出方法

郵送又は持参すること。持参する場合は、事前に「(4) 書類提出先・問い合わせ先」に連絡の上、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）の間で、日時を調整してから持参すること。

(3) 提出書類

書類	様式
松江市産後ケア事業業務委託事業者応募申込書	様式 1
松江市産後ケア事業業務委託事業者誓約書	様式 2
事業者概要	様式 3
産後ケア事業実施基本計画書（温泉型は除く）	様式 4

(4) 書類提出先・問い合わせ先

〒690-0045

松江市乃白町 32 番地 2 松江市保健福祉総合センター1階

松江市こども子育て部 こども家庭支援課 子育て保健係（担当：福間）

電話 0852-60-8155 F A X 0852-60-8160

E-mail kosodatehoken@city.matsue.lg.jp

※この松江市産後ケア事業業務委託募集要項は、令和7年4月1日に施行した松江市産後ケア事業実施要綱をもとに、作成しています。今後、新たに令和8年度松江市産後ケア事業実施要綱の施行後には、令和8年度の新要綱にあわせて事業を実施します。

また、この募集は、松江市産後ケア事業業務委託に係る松江市の令和8年度予算の成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものであるため、本業務に係る予算が成立した場合に、選定事業者と令和8年4月上旬（予定）に契約を行うこととします。予算が成立しなかった場合は、この企画提案による委託業務の契約を行わないものとします。なお、上記により、業務委託申し込みにおいて損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しないものとします。